

令和 8 年度外来生物展示センターの運営業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月
神戸市環境局自然環境課

1 案件名称

令和8年度外来生物展示センターの運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸の豊かな自然環境を守り、自然の恵みを次世代に引き継いでいくためには、生物多様性の大切さとともに、直面する森林・里山の手入れ不足や外来種による生態系への影響等の課題等について、広く市民に普及啓発していく必要がある。

特に外来生物については、近年メディア等でも取り上げられることも多く、言葉としては市民に知られるようになってきているが、市民が外来生物を見る機会やその問題について知る機会は少なく、実際に生きた個体やく製を見てもらい、いかに外来生物が生物多様性の脅威となっているかを理解し体験できる拠点が求められている。このことを踏まえ、神戸市では令和4年8月に茹藻島クリーンセンターの敷地内に外来生物展示センターを新たに整備した。

本業務では外来生物展示センターにおいて外来生物等の飼育や展示物の管理等の運営及びイベント等を随時開催することで外来生物の問題について普及・啓発することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 14,220,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 履行場所

外来生物展示センター（茹藻島クリーンセンター内）

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、契約締結後に概算払いを行い、検査終了後、実績に基づき精算する。

(3) 契約書案

別紙「契約書案（頭書及び委託契約約款）」参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) 再委託先の地元優先発注

再委託先を必要とする場合には可能な限り地元企業に発注するように配慮すること。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募要件（応募資格、必要な資格・許認可、実績要件等）

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）当該参加資格確認申請時点において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの

であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者であること。
- (3) 参加申請関係書類の提出時から契約締結日まで継続して、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条各号に該当する団体でないこと。
- (6) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有している。
- (7) 本業務の実施のために事業許可や資格等が必要な場合は、これらを有するまたは有する者を雇用していること。
- (8) 過去 5 年以内に「生物の飼育や管理を含む展示施設の運営業務」を受託した実績を有すること。
- (9) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者を決定することとし、代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たしていること。また、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。
- (10) その他注意事項
 - ① 単体で応募する企業は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、複数の共同企業体の構成員として参加することはできない。
 - ② 構成員は、業務の一部に限り、構成員以外の企業に請け負わせることができるが、業務の全部を構成員以外の企業に請け負わせることはできない。また、構成員以外の企業に業務の一部を請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得ること。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和 8 年 1 月 27 日 (火)
(2) 現地説明会参加申請の提出期限	令和 8 年 2 月 3 日 (火) 17 時 30 分まで
(3) 現地説明会の開催	令和 8 年 2 月 6 日 (金)
(4) 質問書の提出期限	令和 8 年 2 月 13 日 (金) 17 時 30 分まで
(5) 質問に対する回答	令和 8 年 2 月 17 日 (火)
(6) 応募書類の提出期限	令和 8 年 3 月 12 日 (木) 17 時 30 分まで
(7) 企画提案審査会の開催	令和 8 年 3 月 13 日 (金) を予定
(8) 選定結果通知	令和 8 年 3 月 16 日 (月) を予定

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 現地説明会参加申し込み
 - ア 受付期間：令和 8 年 1 月 27 日 (火) から令和 8 年 2 月 3 日 (火) 17 時 30 分まで
※応募（企画提案）にあたり、本説明会への参加は必須ではない。
 - イ 提出書類
 - 現地説明会参加申込書（様式 1 号）
 - ウ 提出先 神戸市環境局自然環境課
biodiversity@city.kobe.lg.jp 宛に電子メールで提出すること
- (2) 質問及び回答
 - ア 受付期間：令和 8 年 1 月 27 日 (火) から令和 8 年 2 月 13 日 (金) 17 時 30 分まで
 - イ 提出方法
 - 質問書（様式 2 号）
 - ウ 提出先 神戸市環境局自然環境課

biodiversity@city.kobe.lg.jp宛に電子メールで提出すること

エ 回答方法：令和8年2月17日（火）に神戸市ホームページにて回答

（3）企画提案書の提出

ア 受付期間：令和8年1月27日（火）から令和8年3月12日（木）17時30分まで

イ 提出書類

①参加申請書兼誓約書（様式3号）

②法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本）

③団体概要（様式4号）

※直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可とする。

※共同企業体の構成団体は（様式7号）を使用すること。

④法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可）

※滞納がないことを証明する納税証明書によること。

※国税（法人税、消費税及び地方消費税）の詳細については国税庁ホームページを参照すること（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）。

※当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること。

⑤神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式5号）

⑥共同企業体結成届出書（様式6号）

※共同企業体による参加申込の場合のみ提出すること。

※共同企業体による参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記②～⑤を提出すること。

⑦企画提案書

※企画提案書については様式不問とし、以下を必須記載項目とする。

（企画提案書必須項目）

○運営の基本方針

○本業務にかかる実施体制

○安全対策に対する考え方

○各業務の実施方法、手法等

・外来生物等の飼育（設備の維持管理、換水、清掃、餌の投与・交換・補充等）

飼育設備及び飼育生物の健康状態を維持できるように、業務を計画し提案すること。

・アカミミガメの引き取り

円滑な引き取りができるように、捕獲者との調整方法を提案すること。

・一般市民に向けた展示センターの公開・誘導・解説など

多くの市民へ外来生物の問題について十分に理解してもらえるように、公開・誘導・解説の方針を人員配置と共に提案すること。

1日あたり80名程度の参加者を受け入れ、快適な施設利用ができるように、定員を考慮した、時間帯別の受け入れのプログラムを提案すること。

・一般市民に向けたイベント及び講習会等の開催

多くの市民へ外来生物の問題を楽しみながら理解してもらえるように、イベント参加者の人数規模やターゲットとする年齢層を示した上で内容の企画及び提案をすること

・小中高等学校・地域団体等の社会見学向けの展示センターの公開・誘導・解説

社会見学者が退屈することなく外来生物の問題について十分に理解してもらえるように、公開・誘導・解説の方針を人員配置と共に提案すること。

（1度に最大80名が参加することがあり、その場合、参加者を複数グループに分けて誘導・解説する必要がある。このため、会議室の利用も考慮して、同時並行で誘導・解説できるプログラムを提案すること。）

・WEBページの作成・SNSを活用した広報

・施設の認知度向上、イベント、講習会等の開催の周知等に関する広報の方法について提案

すること。

- ・「一般市民に向けた展示センターの公開・誘導・解説など」に係る参加者について、参加者決定方法（抽選など）・ホームページ上の予約フォームの仕組み・募集開始及び締切時期・参加決定者への連絡方法等について提案すること。

○別紙仕様書に定める業務内容と合わせて実施することで事業目的の達成に効果的と思われる業務の提案

○類似業務実績（過去5年以内に「生物の飼育や管理を含む展示施設の運営業務」を受託した実績について必ず記載すること。）

○提案見積及び積算根拠

ウ 提出先 神戸市環境局自然環境課

biodiversity@city.kobe.lg.jp宛てに電子メールで提出すること

7 選定に関する事項

（1）企画提案審査会（プレゼンテーション審査）

ア 実施時期

令和8年3月13日（金）に神戸市役所内にて実施予定（詳細については応募者に別途連絡する。）

イ 実施方法

①企画提案審査会において、企画提案書等の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員から質疑を受ける（説明時間：20分以内（機材設定時間を含む）、質疑時間：10分程度）。なお、提案が多数の場合は、提案時間の変更する場合がある。

②内容説明（プレゼンテーション）は、本業務を受託した際に業務を担当する予定の者が行うこととする。なお、内容説明への参加人数は3名以内とする。

③企画提案審査会の出席者は、説明に際して必要となる機材（プロジェクター、スクリーンは神戸市で用意する）、PC、データ（パワーポイントなど）を用意すること。

④審査は、企画提案書等の内容並びに企画提案審査会における説明及び質疑結果を踏まえ、「別紙 選定基準」に基づき採点を行う。

ウ 評価点

審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を委託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

①「各業務の実施方法、手法等」の点数

②「運営の基本方針」の点数

※ 審査の結果、評価点が60点に満たない場合は、受託候補事業者として選定しないことがある。

（2）選考結果通知

令和8年3月16日（月）を目途に、すべての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。

8 契約の締結

「企画提案審査会」において選定した委託候補者と契約締結の協議を行う（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する（本市は契約受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある）。また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

①企画提案書作成に関する質問回答

②仕様書

③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と、「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」が「①又は②の内容」の水準を上回るときは、その限度で「③の内容」が

「①又は②の内容」に優先するものとする。

その他同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に委託候補者と協議したうえで、その優先関係を判断する。

9 その他

(1) その他の事項

- 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- すべての企画提案書は返却しない。
- 提出された書類について、あらかじめ選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに問わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- 企画提案書の提出後に、選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式9号）」を電子メールで提出すること。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市環境局自然環境課担当 岡田、三島、池田、土井、武田

〒 651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST2階

電話：078-595-6216

電子メール：biodiversity@city.kobe.lg.jp